

寒河江市単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、既存単独処理浄化槽の撤去を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (3) 浄化槽転換事業 既存の住宅の改良により、既存単独処理浄化槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する事業をいう。
- (4) 市町村設置型浄化槽転換事業 寒河江市浄化槽等設置管理条例（平成23年市条例第24号）に基づき整備する浄化槽で、浄化槽転換事業に該当する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市町村設置型浄化槽転換事業において合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 既存単独処理浄化槽が設置されている建築物を賃借している場合は、当該

建築物の所有者の同意を得られる者

(3) 市税等に滞納がない者

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる条件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 既存単独処理浄化槽を撤去すること。
- (2) 撤去した既存単独処理浄化槽を処分すること。
- (3) 既存単独処理浄化槽を撤去した箇所を埋め戻すこと。

(補助対象工事費)

第5条 補助金の交付の対象となる工事費(以下「補助対象工事費」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 既存単独処理浄化槽の撤去に要する工事費
- (2) 既存単独処理浄化槽の処分に要する費用
- (3) 既存単独処理浄化槽の埋め戻しに要する工事費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用

2 補助対象工事費は、消費税及び地方消費税額を含むものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象工事費に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、既存単独処理浄化槽が設置されている建築物1棟につき既存単独処理浄化槽1基を対象とする。

(補助金等交付申請書)

第7条 補助金等交付申請書の様式は、規則第5条の規定にかかわらず、寒河江市単独処理浄化槽撤去費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)によるものとする。

2 申請書は、当該申請に係る工事に着手する前に市長に提出するものとし、添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 位置図
- (2) 補助対象工事費の見積書（内訳明細書）の写し
- (3) 着工前写真
- (4) 市税等納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助事業等の内容変更等の承認）

第8条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更とは、補助金の額に変更が生じない補助対象工事費等の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により工事の変更又は中止について承認を受けようとする者は、寒河江市単独処理浄化槽撤去費補助金交付変更（取下げ）申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第9条 補助事業等実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、寒河江市単独処理浄化槽撤去費補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）によるものとし、補助事業完了日から30日を経過した日までに市長に提出しなければならない。

2 実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
- (2) 工事費明細書及び領収書の写し
- (3) 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（帳簿等の保管）

第10条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠写真は、補助事業が完了した日

が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

寒河江市長 齋藤真朗様

申請者 住所

氏名

寒河江市単独処理浄化槽撤去費補助金交付申請書

寒河江市単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱第7条の規定により、補助に関する資格、条件及び手続きを了承の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 設置場所	寒河江市		
2 既存単独処理 浄化槽の型式	名称	認定番号	
3 補助対象工事費	金	円	
4 交付申請額	金	円	
5 着工予定年月日	年	月	日
6 完了予定年月日	年	月	日

※ 建築物を賃借している場合、当該建築物の所有者の同意

寒河江市単独処理浄化槽撤去費補助金交付申請にあたり、既存単独処理浄化槽を撤去することについて同意します。

所有者 住所

氏名

印

添付書類

- (1) 位置図
- (2) 補助対象工事費の見積書（内訳明細書）の写し
- (3) 着工前写真
- (4) 市税等納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

寒河江市長 齋藤真朗様

申請者 住所

氏名

寒河江市単独処理浄化槽撤去費補助金実績報告書

年 月 日付の指令 第 号で交付決定の通知があった寒河江市単独処理浄化槽撤去の工事が完了したので、寒河江市単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象工事費 金 円
- 2 補助金交付額 金 円
- 3 補助事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
 - (2) 工事費明細書及び領収書の写し
 - (3) 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）
 - (4) その他市長が必要と認める書類